

令和元年度居宅介護指摘事項一覧

20事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	秘密保持	管理者等の従業者について秘密保持に係る必要な措置を講じていませんでした。秘密保持に係る必要な措置を講じてください。	都条例第155号第36条第2項、第3項 障発1206001号通知第3の3(24)②③	3
		個人情報を用いる場合の同意を利用者及びその家族からあらかじめ文書で得ていませんでした。利用者等と個人情報使用同意書等で同意を得るなど必要な措置を講じてください。		7
2	実施状況の把握	居宅介護計画の実施状況の把握を行っていることが確認できず、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っていませんでした。また、その実施状況や評価について利用者及びその家族に説明していませんでした。居宅介護計画を作成後は、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行ってください。また、その実施状況や評価について利用者及びその家族に説明を行ってください。	都条例第155号第10条第4項 障発1206001号通知第3の3(16)①④	9
3	虐待の防止体制	虐待防止責任者の設置をしていない、虐待防止マニュアルを作成していない、虐待防止啓発掲示物及び虐待相談・通報・届出先を掲示していない、虐待防止研修を全ての従業者に実施していない等、虐待防止等のための体制の整備等を行っていませんでした。利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、必要な措置を講じてください。	都条例第155号第3条第3項 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について	6
4	アセスメント	初回も含めて必要な時期にアセスメントが行われていませんでした。居宅介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第155号第10条第2項、第20条 障発1206001号通知第3の3(16)②	6
5	法定代理受領の通知	法定代理受領により区市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた際に、受領した介護給付費の額を利用者へ通知していませんでした。利用者に対して介護給付費の額の通知をしてください。	都条例第155号第27条第1項 障発1206001号通知第3の3(13)①	5
6	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出てください。	支援法第51条の2第2項 支援法施行規則第34条の27第1項第1号 及び第34条の28第1項	4
7	サービス提供の記録	サービス提供の記録がない事例がありました。また、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて利用者から確認を受けていませんでした。指定居宅介護を提供した際はその都度記録を行い、記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて利用者から確認を受けてください。	都条例第155号第23条第1項、第2項 障発1206001号通知第3の3(9)	4
8	計画の作成	居宅介護計画が作成されていませんでした。居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族に、当該居宅介護計画の内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付してください。	都条例第155号第10条第2項、第3項 障発1206001号通知第3の3(16)①②③	2
9	居宅介護サービス費の算定	指定居宅介護サービスの提供を行った際に、正しい利用時間を算定していない事例がありました。適切な算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分について過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第1の1 障発1031001号通知第2の2(1)①	2
10	初回加算	算定月にサービス提供責任者が居宅介護を行っていない、又は他の居宅介護従業者に同行していない状態であるにもかかわらず当該加算を算定している事例がありました。適切な算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分について過誤調整を行ってください。また、今後はサービス提供責任者が訪問又は同行し、その旨を記録に残してください。	厚労告第523号別表第1の2注 障発1031001号通知第2の2(1)⑱	2
11	勤務体制の確保	従業者が事業所と雇用契約を締結していることが確認できませんでした。雇用契約書等で従業者と雇用契約を締結し、適切な勤務体制の確保に努めてください。	都条例第155号第12条第2項 障発1206001号通知第3の3(22)②	1
12	内容及び手続の説明及び同意	利用者に対し、契約時にサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明したことが確認できませんでした。重要事項説明書を交付し、説明と同意を得てください。	都条例第155号第13条第1項 障発1206001号通知第3の3(1)	1
13	契約支給量の報告	契約した指定居宅介護の支給量その他必要な事項を利用者の受給者証に記載していない事例がありました。当該指定居宅介護の内容、契約した指定居宅介護の量その他必要な事項を受給者証に記載するようにしてください。	都条例第155号第14条第1項 障発1206001号通知第3の3(2)①	1
14	利用者負担額等の受領	指定居宅介護を提供した際に、当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けていませんでした。当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けてください。	都条例第155号第25条第1項 障発1206001号通知第3の3(11)①	1
15	衛生管理	管理者を含めた従業者が健康診断を受診していませんでした。定期的に健康診断を受診する等、従業者の健康状態について必要な管理に努めてください。	都条例第155号第34条第1項 障発1206001号通知第3の3(23)	1
16	事故発生時の対応	事故発生時に報告対象となる事故等について把握していませんでした。事故発生時に報告対象となる事故等について把握し、対象事案が起きた際は適切に報告を行ってください。	都条例第155号第40条第1項 障発1206001号通知第3の3(27) 施設・事業所における事故等防止対策の徹底について	1
17	変更の届出	法人の代表者が変更になった際、届出を行っていませんでした。省令で定める事項に変更があったときには、その旨を10日以内に都知事へ届け出てください。	支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第1号	1
18	サービス提供責任者の資格	訪問介護員2級の資格を有するサービス提供責任者を配置していたにもかかわらず、減算を行っていませんでした。適切な算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分についての過誤調整を行ってください。また、今後は要件を満たすサービス提供責任者を配置できない場合には、1回につき所定単位数の100分の90の単位数を算定してください。	厚労告第523号別表第1の注9の2 障発1031001号通知第2の2(1)⑩ 平成30年4月以降の訪問系サービスの従業者要件等について1(1)	1
19	同一建物減算	該当する利用者について、当該減算を適用していませんでした。適切な算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分について過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第1の注9の3 障発1031001号通知第2の2(1)⑫	1